

## 検討部会の運営に関する規程

### (趣旨)

第1条 県と市町の新しい関係づくり協議会(以下「協議会」という。)規約第14条第2項の規定により、検討部会(研究会を含む)の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

### (所掌事項)

第2条 検討部会は、協議会規約第3条の規定による協議等事項のうち、運営調整会議で決定された事項を専門的に協議又は研究する。

### (組織)

第3条 検討部会は、県及び市町の職員で構成する。ただし、必要に応じて学識経験者を構成員又は助言者として招聘することができる。

2 検討部会に部会長及び副部会長を置く。

3 検討部会の部会長及び副部会長は、検討部会の構成員の互選により選任する。

4 検討部会は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

### (部会長及び副部会長の職務)

第4条 部会長は、検討部会を代表し、会務を総理する。

2 部会長は、協議等事項についての意見調整に努めなければならない。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

### (検討部会の開催)

第5条 検討部会は、部会長が招集する。

2 検討部会は、必要に応じて検討部会の運営に関する規程第3条の規定による構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (協議等計画書の作成)

第6条 検討部会は、会長から指示を受けた事項について、別紙様式1により「協議等計画書」を作成しなければならない。

### (協議等経過報告書の作成)

第7条 検討部会は、前条の規定による「協議等計画書」に沿って協議等を行うとともに、別紙様式2により「協議等経過報告書」を協議等の都度作成しなければならない。

(協議等経過及び結果の報告)

第8条 検討部会は、第6条及び第7条の規定による「協議等計画書」及び「協議等経過報告書」を添えて、協議等経過及び結果を直近に開催する協議会総会に報告しなければならない。

附則

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別紙様式1 (第6条関係)

検 討 部 会 協 議 等 計 画 書

協議等テーマ	
目 的	
検討事項	
具体的な協議等 スケジュール	
メンバー	

別紙様式2 (第7条関係)

検討部会協議等経過報告書

日時・場所	
参加者	
議題	
意見の概要	
決まったこと	
その他	
次回開催日・場所	
作成者	